

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の3中第14項を削り、第13項を第14項とし、同条第12項中「第3号」を「第4号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第2号」を「第3号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第25項第2号の条例で定める割合は、14分の11とする。

第23条の3第15項中「第33項」を「第32項」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、同条第16項中「第42項」を「第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項に次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の1とする。

第30条の4中「第17項」を「第18項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下次項において「法」という。）附則第20条第5項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

- 3 法附則第20条第6項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備のうち特定バイオマス発電設備及び一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置等について、所要の改正をする必要による。